

国海環第69号
令和5年7月31日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 澤山健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

今井 新

(公印省略)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき
主務大臣が定める物質を定める告示の一部改正について（周知）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき
主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示（令和五年厚生労働
省・国土交通省・環境省告示第二号）を別添のとおり令和5年7月31日に公布
したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

○厚生労働省
国土交通省
環境省
告示第二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
令和五年七月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣臨時代理 加藤 勝信
国務大臣 加藤 勝信

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示
厚生労働省 国土交通省 告示第一号
 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成三十一年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。</p>	<p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。</p>	<p>物質 <small>(略)</small> 含有率（質量パーセント） <small>(略)</small></p>	<p>物質 <small>(略)</small> 含有率（質量パーセント） <small>(略)</small></p>
<p>塗料が十分に乾燥した状態において、スズの含有率が質量で〇・二五パーセントを超える有機スズ化合物（防汚方法（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。以下同じ。）として使用されるものに限る。）</p>	<p>被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止するために使用される有機スズ化合物（塗料が十分に乾燥した状態において、スズの含有率が質量で〇・二五パーセントを超えるものに限る。）</p>	<p>シフトリン（防汚方法として使用されるものに限る。） <small>(略)</small></p>	<p>シフトリン（防汚方法として使用されるものに限る。） <small>(略)</small></p>

附 則
 1 (施行期日)
 この告示は、公布の日から施行する。
 2 (経過措置)
 この告示の施行の際現に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第五条第二項の規定により交付を受けている相当証書は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示について

1. 背景

船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全については、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」（未発効）に基づき国際的な規制が行われる予定であるが、我が国では、この規制を既に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）の体系に取り入れているところ。

今般、令和5年4月に開催されたIMOの第10回汚染防止・対応小委員会において、海中生物が付着することを防止するために使用される「シブトリン」を船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）に追加することが合意された。

こうした健康等を害する有害物質については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成31年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）において定められているため、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

「シブトリン」を有害物質に追加するとともに、その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和5年7月31日

施 行：令和5年7月31日